

## 第24回

### 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和元年8月27日(火)  
午後3時00分～午後6時10分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員会 (6人)  
会 長 7番 知念 一義  
委 員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹  
2番 喜納 キミ子 6番 太田 守隆  
3番 高良 久

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第16号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
議案第116号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案第117号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権)
議案第118号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第119号	非農地証明願について

6、農業委員会事務局

事務局長	安里 孝夫
農地担い手支援班長	比嘉 貴哉

7、会議の概要



上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 伊豆味3512-1 登記、原野 現況、畑 面積16,748㎡  
利用権を設定する者：本部町在住E氏  
利用権の設定を受ける者：本部町在住F氏  
利用権の設定期間：50年（使用貸借）  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

では、議案第116号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしとのことですので、議案第116号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第117号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第117号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 大嘉陽673 登記現況共に、畑 面積268㎡  
大嘉陽675 登記現況共に、畑 面積135㎡  
大嘉陽713-1 登記現況共に、畑 面積4,347㎡

譲渡人：本部町在住G氏

譲受人：本部町在住H氏

権利種別：所有権移転

添付資料説明

番号2番 瀬底774 登記現況共に、畑 面積283㎡

譲渡人：姫路市在住I氏

譲受人：本部町在住J氏

権利種別：所有権移転

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

では、議案第117号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしとのことですので、議案第117号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第118号 農地法第5条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第118号 農地法第5条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の  
規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の  
規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 具志堅2240-1 登記現況共に、畑 面積1,458㎡  
申請人:本部町在住K氏  
譲受人:宜野湾市にある株式会社L  
転用目的:太陽光発電施設  
転用理由:接続道路があり、利用しやすい。  
農地区分:第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

6番委員 補足説明します。  
特に事前着工などは見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長 パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。  
他になにか質問はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

では、議案第118号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第118号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第119号 非農地証明願について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第119号 非農地証明願について  
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に  
規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数3件です。

番号1番 願出人:本部町在住M氏  
申請農地:渡久地279 登記、畑 面積162㎡  
                  渡久地275 登記、畑 現況、非農地 面積747㎡  
申請要旨:該土地は長い間放置され、雑草、雑木が繁茂している。  
所有者:本部町在住N氏  
添付資料説明

番号2番 願出人:名護市在住L氏

申請農地:東447 登記、田 面積209㎡

東448 登記、田 面積169㎡

東450 登記、畑 面積233㎡

申請要旨:長年耕作されず、放置されていて石が多く、農地に適さないため。

所有者:本部町在住O氏

添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住P氏

申請農地:瀬底4671 登記、畑 面積603㎡

申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂しており、畑として利用するのが困難なため。

所有者:本部町在住Q氏

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

3番委員 番号1番は、傾斜地であり、大木も繁茂しており畑として使用するの難しそうです。  
番号2番は、四方すべて住宅に囲まれており、農薬散布のことなどを勘案すると  
農地としての利用は難しそうです。

5番委員 番号3番は、航空写真では、道があるようにみえるが、実際には、利用できるような状態でなく  
実質、進入路がなく、周囲の土地も水はけが悪かったり、石が混じっている農地も多く、農地と  
して適している農地であるとは考えにくいです。  
以上で補足説明を終わります。

議長 パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。  
他に何か質問はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第119号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第119号は可決致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 18時10分

議事録署名員

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

本部町農業委員会会長

会長 知念 一義